

横浜市行政不服審査会答申  
(第115号)

令和4年3月15日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

審査請求人が、令和元年12月13日、Aにおいて加入している大型共済の災害見舞金1,500,000円の給付を受け、審査請求人名義の口座に同額の入金（以下「本件入金」という。）があったにもかかわらず、審査請求人がこれについて生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第61条に基づく届出をしないまま生活保護を受給したとして、横浜市南福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、令和3年3月29日付けで、審査請求人に対し、法第78条第1項に基づいて令和元年12月1日から令和2年9月30日までの生活保護費の額1,500,000円を徴収する旨の生活保護費用等徴収金決定処分（南生支第〇号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が本件処分の取消しを求めている事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

本件入金は、災害見舞金であり、法第61条の規定に基づき届出義務を負う「収入」に該当しない。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、いかなる収入も収入申告の必要があることを生活保護開始時から「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」を使って説明しているが、審査請求人は、令和元年12月13日に振り込まれた「災害見舞金収入」について処分庁の再三の指導にもかかわらず申告しなかった。
- (2) 審査請求人は、給与と年金についてはきちんと収入申告をしており、収入申告の義務について理解している。しかし、審査請求人が「災害見舞金収入」について申告をしなかったことは、収入申告について審査請求人が届出義務を怠り、事実を隠していたと考えられるから、「不実の申請」に該当する。また、審査請求人が「災害見舞金収入」について申告をしなかったことは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問13-1「②法

第 78 条によることが妥当な場合」の「当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明した」等に当てはまる。

(3) よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令の規定等

ア 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する。

イ 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定する。

ウ 法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。

エ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第 8-1-(3)は、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」と規定する。

オ 次官通知第 8-3-(3)-オにおいて、収入に認定しないものとして「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と規定する。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月

1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 第 8-問 40 において、自立更生のための用途に供される額の認定は、「(1) 被保護者が災害等により損害を受け、・・・住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費」と規定する。

カ 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定する。

キ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) IV-4 は、法第 78 条の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとしている。

ク 別冊問答集第 8 で、収入の認定は「調査による収入の実態の把握と、これを基にして収入充当額を算定する過程」と定め、「(1) 収入に関する申告」は、収入に関する申告を行わせる場合として「イ 保護の実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき」を掲げている。また、「(2) 収入に関する調査」では、最低生活保障水準の実質的平等を確保するためとして、被保護者からの申告や、被保護者からの申告の妥当性を明らかにする目的で関係先への照会等を通じる必要がある旨記載されている。

ケ 別冊問答集問 13-23 では、法第 63 条及び法第 78 条の返還対象額を算定するに当たり、収入認定の際に認められる控除を適用できるかについて、(答) (3) 法第 78 条を適用する場合では、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とする。

コ 届出に用いる収入申告書(生活保護法施行細則(昭和 31 年 10 月横浜市規則第 79 号) 第 3 号様式。以下「収入申告書」という。)の表面には「私

の〇年〇月から〇年〇月までのすべての収入について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。」と記載され申告者の署名押印がなされる様式となっている。裏面には、記入上の注意として「1 この申告書は、保護を受けようとする者の全ての収入について記入してください。」との記載があり、参考として法第 61 条及び法第 85 条の条文も記載されている。

サ 生活保護のしおりには、「◆あなたや家族の毎月の収入について」には、「※収入があってもなくても、定期的に全ての収入について申告してください。」と記載しており、一方で「※次のようなときには、すみやかに申告をしてください。」と書いており、例として「・給与の額が変わったときや、ボーナス、一時金などが支給されたとき・年金や手当、雇用保険など生活保護法以外の法律による給付を新たにもらう手続きをしたときや、もらっている金額が変わったとき・仕送りを受けるようになったときや金額が変わったとき・その他臨時収入があったとき（保険金、見舞金、慰謝料など）」を挙げている。

シ 「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）には、「生活保護を受けている間は、あなたの世帯の収入や家族構成等の状況に変化があったときには、福祉保健センターにすみやかに正しく届出をしていただく必要があります」と記載しており、また、「2 働きによらない収入があったとき…」として「生命保険の給付金等、家族からの仕送り、児童手当・児童扶養手当、年金・年金基金、交通事故賠償金、各種手当」を記載している。

(2) 当事者に争いが無い事実及び証拠により認められる事実

ア 処分庁は、平成 28 年 3 月 14 日に、法第 24 条に基づき審査請求人世帯に対する保護開始決定を行い、同年 2 月 16 日以降、生活保護費の支給が行われ、同支給は現在まで継続している。

イ 審査請求人は、平成 28 年 3 月 18 日に、生活保護のしおり及びハンドブックにより、生活保護法に基づく権利義務等について担当者より説明を受け、了解した。

ウ 審査請求人の銀行口座に、「Aキョウサイキ」から令和元年 12 月 13 日付け 1,500,000 円の入金があった。

エ 令和 2 年 1 月 29 日、審査請求人は処分庁に令和元年 10 月から令和元年

12月までの「収入申告書」を提出したが、本件入金相当額が含まれていなかった。

オ 令和2年9月24日、審査請求人は処分庁に「資産申告書」を提出した。

カ 処分庁は、B銀行に問い合わせを行ったところ、令和2年11月6日付けで、前記ウのとおり本件入金が判明した。

処分庁は本件入金の支払いを行ったAに問い合わせを行ったところ、本件入金が、大型共済の災害見舞金であり、令和元年9月9日の台風15号による被災を給付事由とするものであることが、令和2年11月25日、確認された。

キ 令和3年3月29日、処分庁は、「令和元年12月13日、世帯主が災害見舞金を受給していたが未申告だったため」との理由で1,500,000円につき、法第78条に基づく徴収決定を行った。

(3) 本件入金が法第61条の申告すべき「収入」に当たるか。

ア 保護の実施機関による収入認定は、①被保護者の収入の実態を把握し、②これを基にして収入充当額を算定するという過程による。

イ このうち、前記ア①の収入実態の把握のために、運用上の原則として、被保護者に収入に関する申告を行わせることとしており(収入申告制度)、その主たる目的は、事実たる収入をありのままに把握することにある。

ウ 法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」(第4条第1項)及び「その者の金銭又は物品」(第8条第1項)について特に限定をしておらず、そして、最低生活保障水準の実質的平等を確保するため(前記(1)ク)に、事実たる収入をありのままに把握するという収入申告制度の目的からすれば、法第61条で被保護者が届出義務を負う「収入」とは、現実に増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わない(ただし、保護費は除外される。)のであり、保護の実施機関によって収入認定されないものや控除の対象となるものも含んだ概念であると解すべきである。

エ 本件入金は、災害によって損害を受けたことにより臨時的に受ける見舞金であって、一定の要件を満たす場合には、収入認定されないことがある(前記(1)オ)。しかしながら、事実たる収入として把握された災害見舞金による収入のうち、これを基にして収入充当額を決定することは、前記ア②の収入充当額の算定であって、専ら保護の実施機関が行うべきもので

ある。この判断を被保護者である審査請求人が行う理由はないからである。

オ したがって、本件入金は、申告すべき収入に該当する。

(4) 審査請求人は法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか。

ア 前記(3)のとおり、本件入金は、申告すべき収入に該当し、審査請求人は法第 61 条に基づきこれを収入として申告する義務があった。にもかかわらず、審査請求人は届出義務に違反しているが、これが法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」に該当するか。

なお、法第 78 条第 1 項は、その要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」と規定しており、客観的にみて審査請求人は法第 61 条に規定する届出義務に違反しているが、届出義務違反があったことのみでは、法第 78 条第 1 項の要件に該当するといえない。(同旨横浜地裁平成 27 年 3 月 11 日 (平成 25 年 (行ウ) 第 47 号))。

イ 法第 78 条の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を故意に隠蔽することも含まれると解される(前記(1)キ)。

また、「本来申告すべき事実を故意に隠蔽」していた場合に当たるのは、審査請求人において届出の義務があることを認識しているか、認識すべきであるといえるものの、これを怠って災害見舞金を収入として申告しなかった場合に限られるべきである。

ウ 審査請求人は、平成 28 年 3 月 18 日に、生活保護のしおり(保護を受けている方へ)及びハンドブックにより、生活保護法に基づく権利義務等について担当者より説明を受け、了解した。

生活保護のしおりの中には、収入申告の届出について、「全ての収入について申告してください」とした上で、「その他臨時収入があったとき(保険金、見舞金、慰謝料など)」との記載がある。ハンドブックには、働きによらない収入として「生命保険の給付金等」との記載がある。

審査請求人は、見舞金が申告をすべき収入であることの説明を受けているのであるから、本件入金については、審査請求人において届出の義務があることを認識しているか、認識すべきであるといえるものの、これを怠って本件入金を収入として申告しなかったものといえる。

なお、審査請求人は、横浜市社会福祉協議会の窓口において「見舞金

は収入申告の必要がない」と言われたとの認識である旨反論をしている。しかしながら、上記のとおり、臨時収入たる見舞金の申告の必要性は、金額の多寡にかかわらず当然にある。見舞金について一定の要件を満たす場合には、収入認定されないことがあるため、審査請求人は収入申告と収入認定を混同している可能性があるが、収入認定されないためには収入申告が必要不可欠の前提とされている。また、審査請求人は、収入申告の必要性について説明を受け了解したのであるから、少なくとも届出の義務を認識すべきであったのにこれを怠って本件入金を収入として申告しなかったのであり、審査請求人の反論は上記判断を覆すものではない。

エ したがって、本来申告すべき事実を届け出なかったことは、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

オ よって、本件処分は適法かつ妥当なものである。

(5) 結語

以上のとおりであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年5月27日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年6月16日	・ 弁明書等の受理
令和3年6月23日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年7月15日	・ 反論書等の提出依頼（再依頼）
令和3年12月16日	・ 審理手続の終結
令和3年12月27日	・ 反論書等の提出
令和4年1月17日	・ 反論書の送付
令和4年1月17日	・ 令和3年12月16日付け審理手続の終結の取消し及び令和4年1月17日付け審理手続の終結
令和4年1月24日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年2月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年3月8日	・ 主張書面の受理
令和4年3月15日	・ 調査審議